

2019年度 総務部事業計画

1. 基本方針

総務部において今年度取り組むべき重要課題は、会員の執務の指導に注力し、会員の業務の適正化の向上を図ること、社会情勢とともに変化する執務方式に対応するための情報を提供すること、災害に対する備えを見直して会務運営の安定化を図ることである。

- (1) 今国会において司法書士法の一部を改正する法律案が審議されるに至り、成立する見通しとなった。この改正は、我々司法書士が、法3条に規定された登記、供託及び訴訟以外の業務である成年後見や財産管理、民事信託等の分野へと活動領域を広げ、また、空き家・所有者不明土地問題という社会的意義を有する課題に取り組む姿勢が評価された結果、実現することとなったものである。これからも社会から寄せられる期待に応え続けるため、我々はその使命を明確に自覚して自律的・自発的に業務の適正を徹底するとともに、その専門性の維持向上を図るべく自己研鑽に努めることが求められている。
- (2) 政府が策定した「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づき、登記申請に係る申請人及び資格者代理人の利便性向上を目的とした「資格者代理人方式」が法務省と日司連において検討されている。研修部とも連携し、より多くの会員がオンライン申請に取り組むことを後押ししたい。
- (3) 未曾有の大災害となった東日本大震災から8年が経過し、当時の記憶が徐々に薄れつつあるが、いつでも次の災害に備えを行うことが必要である。災害時においてもできる限り会務の運営を続けられるよう、また、会員だけでなく相談等で会館を訪れた市民の安全を確保するためにも、災害対策の見直しを行う。

2. 事業項目

- (1) 総会の機能充実等組織の強化、関連団体との連携強化
- (2) 職業倫理の確立
- (3) 綱紀事案に対する司法書士会の機能強化への対応
- (4) 司法書士法改正への対応

- (5) 家事事件における司法書士関与の推進
- (6) 公共嘱託登記司法書士協会との連携強化
- (7) 民事法改正への対応
- (8) 相続登記促進のための対応
- (9) 財産管理業務等への対応
- (10) 非司法書士への対応
- (11) オンライン登記申請の推進
- (12) 司法書士総合相談センター茨城、茨城司法書士会調停センター事業の推進
- (13) 司法書士業務に関する情報提供
- (14) 茨城司法書士会館の維持管理、修繕
- (15) 苦情申立等への対応
- (16) その他総務部に属する事業